## 東日本大震災から4年半後の現実:備忘録ないしは切り抜き帳(その23)

## [2015年11月10日(火)]

○新聞で『基地拡張拒んだ…砂川闘争60年』なる 記事を見て立川市砂川町を訪問した経緯につい てはすでに"折々のトピックス(11/7)"に掲載 させて頂いたが、かつての砂川闘争と、最近の 米軍横田基地・自衛隊へのオスプレイ導入や、 沖縄辺野古地区への機動隊派遣の問題に多くの 共通点を感じることから、以下の資料を備忘録 として残しておきたい、右の写真や絵画に見ら

れる "砂川闘争" は1955年から1956年にかけて、地元農民が労組員や学生運動家の支援を得て当時の米軍立川基地拡張計画に徹底抗戦を挑んだもので、後の東京地裁における伊達判決や最高裁での差し戻し判決の発端となったものである。数々の資料によれば、反対運動は非暴力闘争に徹していたとのことで『土地に杭は打てても心に杭は打たれない』が地元民の合言葉であったようである。現在では "東京のオキナワ"とも呼ばれる米軍横田基地の存在が問題視されているが、下の空中写真や地図でも理解されるように、横田基地が置かれている状況は沖縄の普天間飛行場と非常によく似ており、周辺地域にとって危険極まりないように思われる。

隊員100人は、米軍キャ ンプ・シュワブのゲート 前で抗議する人たちを 排除するためのもので、 しかもその目的は埋め 立て工事のための車両 ではなくて工事と全く 関係のない乗用車3台 を通すためだったとの ことである. 政府はい ったい誰を守ろうとし ているのか、これでは まるでかつての琉球処 分と同じではないか, と云うのがこの新聞報 道の主張であったが, 全く同感である.





1956年10月に最大の局面を迎えた砂川闘争、測量隊は引き上げることに、



無抵抗の抵抗,座り込む婦人部(1955.11) 長谷緑也画



2015年10月に開催された『横田基地もいらない!市民交流集会』のポスター

2015年(平成27年) 11月8日(日曜日)

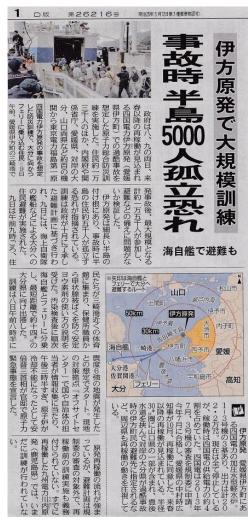


ゆらす風」などの秀作映 イギリスの植民地の地位 ハはアイルランド人を蔑 管描かれている。つい 心区における新基地建 ルランドは十七世紀か 二十世紀に至るまで、 沖縄からの問し 位と良識を問うている。 県の埋め立て承認取り消 はストライクではないと がそれを審査するなどと 員会の運営業務を請け負 対して寄付をしたり、 をチェックする専門家に リス人の感覚である。 日本人に人間としての品 いつのは、 ったりしていたことが明 け負う業者が、 辺野古の環境調査を請 いて行政不服審査 国土交通相 防衛相が

山口二郎氏の本音のコラム(2015.11.8). "こちら特報部" に掲載された写真上:米軍キャンプ・シュワブのゲート前で抗議する人たちを取り囲む機動隊員ら、中:移設工事に反対する人を強制的に排除する機動隊員、下:「平成の琉球処分は許さん」と書かれた黒板(右)と、多摩ナンバーの警察車両(いずれも7日、名護市辺野古で)。同じく"こちら特報部"デスクメモ(2015.11.10.)いずれも東京新聞より



を設が唯一の解決策」と 移設が唯一の解決策」と を設が唯一の解決策」と がよい。 でも元の地点に戻ったり ○昨日(10月 9日)の東京新聞夕刊に右の記事が掲載されていた.四国 電力の伊方原発で再稼働を目指した大規模な避難訓練が実施された とのことであるが、この記事だけでは理解できない重要な点がある ように思われるので指摘しておきたい.一つは、想定された"震度 6強"の地震であるが、原発サイトの震度のみ想定して肝心の地震 の発生源を想定しないと云うのはいかにも不自然であろう. 震源が 何処なのか、地震規模がどの程度なのかによって、地震動の性質も 違うであろうし、原発が被害を受けるような地震動強さであれば、 海上避難のための港湾施設も被災しているのではなかろうか.また, 津波が発生するのかどうか、もし発生するのであれば、津波の想定 高さと到達時刻はどうなのかと云うことも重要な想定項目ではなか ろうか、もう一つは、原子炉が冷却不能になり、官邸が緊急事態を 宣言するのが、なぜ地震発生から7時間後なのかと云う点である. 想定の根拠があるのかないのか. 原発事故によって孤立するであろ う半島の住民約5千人を船で大分に避難させようと云うのであれば、 放射線被ばくと併せて津波襲来の危険性も考慮に入れる必要がある のかも知れず、避難開始のタイミングは極めて重要になるはずであ ろう.そしてもう一つは,訓練を実施した結果について,この記事 では何も触れられていないことである.訓練は成功したのかどうか, 何か想定外の問題は起きなかったのだろうか、是非とも主催者側の 見解を知りたいものである.ただ単に5千人を対岸に運べるかどう かの確認は訓練でも何でもなく、理に叶った想定シナリオに基づく 訓練でなければ意味がない.もしかしたら新聞記事が訓練全体をフ オローできていないのかも知れないが、記事の最後に「避難計画は 規制委の審査の対象外で、再稼働前の訓練実施も義務付けられてい ない、すでに再稼働した九州電力川内原発では、いまだに訓練が行 われていない」とまで報じているところを見ると、主催者である政 府はこの訓練を自慢したかったことだけは良く理解できる.



## [2015年11月12日(木)]

○一昨日は衆院で,昨日は参院で開かれた予算委員会閉会中審査という茶番劇をTV観戦させて頂いた.本来で あれば臨時国会を開いて時間をかけて議論すべき重要な議題を、夫々たったの7時間で済まそうとする政府 自民党のやり口は余りにも姑息であり、しかもその中の貴重な時間が品位のかけらもない復興大臣の弁明に 消費されるとあっては本当にたまったものではない、これまで恥ずかしくて歴代の首相が誰もしなかったこ とを安倍首相は平気でやるので、これらの暴挙にマスメディアが徐々に慣らされるのが何よりも心配である. 昨晚ある民放TVのニュース番組の解説者が指摘にしていたのは、政府が憲法53条違反を犯しているのではな いかと云う点であった.以下はこれに関する備忘録であるが,憲法53条とは臨時会(臨時国会)に関する条文 で「内閣は,国会の臨時会の召集を決定することができる.いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求 があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」となっていて、内閣は野党議員(総議員の四分の一 以上)の要求を無視することはできないはずである. ところが今回, 菅官房長官の言い分は「過去に臨時国会 を開かなかった前例があるので今回も必ずしも開く必要はない」と云う人を小馬鹿にしたものであった.東 京新聞政治部編:読むための日本国憲法(文春文庫, 2014)によれば, 召集要求は戦後35回あって, そのうち 無視されて臨時国会が開かれなかったのは2回だけとのこと.2003年11月と2005年11月に野党は,小泉純一 郎首相の所信表明演説やイラクへの自衛隊派遣に関する議論のために召集を求めたが,内閣は予算編成に支 障を来すとの理由でいずれも求めに応じなかったとのことである.こうした政府の対応には当然厳しい批判 があったが、このとき政府は、合理的な期間内に通常国会が召集される場合には臨時国会を召集しなくても 憲法違反に当たらないと解釈しており、自民党の改憲草案には「要求があった日から二十日以内に臨時国会 が召集されなければならない」との召集期限も盛り込まれているとのことである.

2015年11月12日 文責:瀨尾和大